

# 一般ガス個別約款

(老健施設・特別養護老人ホーム特別契約約款)

令和5年12月20日

丹後瓦斯株式会社

## 目 次

|    |           |   |
|----|-----------|---|
| 1  | 目的        | 2 |
| 2  | 個別約款の変更   | 2 |
| 3  | 用語の定義     | 2 |
| 4  | 適用条件      | 2 |
| 5  | 契約の締結     | 2 |
| 6  | 使用量の算定    | 3 |
| 7  | 料金        | 3 |
| 8  | 単位料金の調整   | 4 |
| 9  | 契約の変更又は解消 | 5 |
| 10 | その他       | 6 |

## 附 則

|   |            |   |
|---|------------|---|
| 1 | 本個別約款の実施期日 | 6 |
|---|------------|---|

## 別 表

|   |                        |   |
|---|------------------------|---|
| 1 | 適用区分                   | 7 |
| 2 | 早収料金の算定方法              | 7 |
| 3 | 料金表 老健施設・特別養護老人ホーム特別契約 | 9 |

## 老健施設・特別養護老人ホーム特別契約（個別約款）

### 1. 目的

この個別約款は、負荷調整を推進しつつ丹後瓦斯株式会社（以下「当社」という。）の製造供給施設の効率的利用を図りまた、当社の供給区域内で且つガス導管が建設される老健施設・特別養護老人ホーム施設（以下「当施設」という。）に面した道路に埋設されている場合には、このガス料金を以って、舞鶴市の発展と当施設により、市のすこやかな繁栄を願い、且つ合理的・経済的なガス需給の確立に資することを目的といたします。

### 2. 個別約款の変更

当社は、この個別約款を変更することがあります。この場合、料金その他の供給条件は、変更後の個別約款によります。

### 3. 用語の定義

この個別約款において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1)「消費税等相当額」 … 消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数の金額を切り捨てます。
- (2)「消費税率」 … 消費税等相当額の、消費税法の規定により課される消費税の課税標準に対する割合をいいます。

### 4. 適用条件

当社都市ガス（小売部門）を1.の条件に於いて当施設で当社の都市ガスを使用し風呂、給湯に温水機器を使用し、併せて厨房機器及び暖房機器を使用するお客さままで、この個別約款の適用を希望され、当社が承諾した場合に適用いたします。

### 5. 契約の締結

- (1) お客さまは、この個別約款に基づき当社と協議のうえ、当社指定の申込書にて契約を締結していただきます。

(2) 契約期間は次のとおりといたします。

①新たにガスの使用を開始した場合は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として12ヵ月目の月の定例検針日までといたします。

②契約種別を変更した場合は、変更後の契約の契約期間は、契約種別の変更の日の翌日からその変更の日の属する月の翌月を起算月として12ヵ月目の月の定例検針日までといたします。ただし、契約期間満了時において当社とお客さまの双方が契約内容について異議のない場合には、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として12ヵ月目の月の定例検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。

(4) 当社は、次の各号に掲げる事由に該当する場合には、申し込みを承諾しないことがあります。

①この個別約款及び他の個別約款に基づく契約を契約期間満了前に解約又は一般ガス小売供給約款に基づく契約（以下「一般契約」といいます。）へ変更したお客さまが、同一需要場所で本契約の申し込みをされた場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日又は一般契約への変更の日から1年に満たない場合。ただし、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による解約又は一般契約への変更の場合はこの限りではありません。（次号において同じ。）

②この個別約款に基づいて契約しているお客さまが、その契約の契約期間満了前にこの個別約款に定める他の契約種別又は他の個別約款への変更の申し込みをされた場合。

③お客さまが当社との他の契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金を、それぞれのガス使用契約で定める支払期限日を経過して支払っていない場合。

## 6. 使用量の算定

使用量は、当社（導管部門）より通知を受けた前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読みにより算定いたします。

## 7. 料金

(1) お客さまは、お支払いの時期により、(2)に定める早収料金又は(3)に定める遅収料金のいずれかが適用されます。

(2) 料金の支払いが支払義務発生日の翌日から起算して20日以内（以下「早収料

金適用期間」といいます。)に行われる場合には、(4)により算定された料金(以下「早収料金」といい、消費税等相当額を含みます。)を支払っていただきます。

なお、早収料金適用期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収料金適用期間を延長します。

(3) 料金の支払いが早収料金適用期間経過後に行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増ししたもの(以下「遅収料金」といい、消費税相当額を含みます。)を料金として支払っていただきます。

(4) この契約には、別表の料金表を適用して、早収料金又は遅収料金を算定いたします。

(5) お客さまの都合や契約違反により本契約を契約期間中に解消した場合又はガスの使用を一時停止した場合は、その月又はその期間の基本料金は前項に基づく1ヵ月当たりの基本料金全額とし、従量料金は同項の従量料金に準じて算定いたします。

## 8. 単位料金の調整

(1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算定式により別表3および4の各料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。

なお、調整単位料金の適用基準は、別表第2の(4)のとおりといたします。

①平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金(1立方メートル当たり)

$$= \text{基準単位料金} + 0.083 \text{ 円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{ 円} \times (1 + \text{消費税率})$$

②平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金(1立方メートル当たり)

$$= \text{基準単位料金} - 0.083 \text{ 円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{ 円} \times (1 + \text{消費税率})$$

(備 考)

上記①、②の算定式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨てます。

(2)(1)の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

①基準平均原料価格（トン当たり）

82,440円

②平均原料価格（トン当たり）

別表第2の(4)に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。）及びトン当たりLPG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。）をもとに次の算定式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

（算定式）

平均原料価格

= トン当たりLNG平均価格×0.9430

+ トン当たりLPG平均価格×0.0648

（備考）

トン当たりLNG平均価格及びトン当たりLPG平均価格は、当社に掲示いたします。

③原料価格変動額

次の算定式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

（算定式）

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

原料価格変動額＝平均原料価格－基準平均原料価格

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格

9. 契約の変更又は解消

(1) お客さまのガス使用計画に変更がある場合、若しくは2(2)によりこの個別約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更

又は解消することができるものといたします。

(2) 当社に契約違反があった場合、又はお客さまに契約違反があった場合(4.の適用条件を満たさなくなった場合を含みます。)には契約期間中であっても、相互に契約を解消することができるものといたします。

#### 10. その他

この個別約款に定めのない事項は、一般ガス小売供給約款を適用いたします。

#### 附 則

##### 1. 本個別約款の実施期日

本個別約款は、令和5年12月20日から実施いたします。

## 別 表

### 1. 適用区分

料金表 老健施設・特別養護老人ホーム特別料金契約に適用いたします。

### 2. 早収料金の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 従量料金は、基準単位料金又は第8条の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (3) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。
  - ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収



料金の算定にあたっては、当年３月から５月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑨ 料金算定期間の末日が９月１日から９月３０日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年４月から６月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑩ 料金算定期間の末日が１０月１日から１０月３１日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年５月から７月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑪ 料金算定期間の末日が１１月１日から１１月３０日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年６月から８月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑫ 料金算定期間の末日が１２月１日から１２月３１日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年７月から９月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

(５) 早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額は、次の算式により算定いたします。(小数点以下の端数切り捨て)

① 早収料金に含まれる消費税等相当額＝早収料金×消費税率÷(１＋消費税率)

② 遅収料金に含まれる消費税等相当額＝遅収料金×消費税率÷(１＋消費税率)

### 3 料金表

#### (1) 基本料金

|         |                              |
|---------|------------------------------|
| 1 ヲ月につき | 3,055.80 円<br>(消費税等相当額を含みます) |
|---------|------------------------------|

#### (2) 基準単位料金

|             |                            |
|-------------|----------------------------|
| 1 立方メートルにつき | 183.54 円<br>(消費税等相当額を含みます) |
|-------------|----------------------------|

#### (3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに、8.の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。